

イプフルフェノキンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年11月13日～令和元年12月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>46 ページ、「2000ppm 以上投与群の雌雄に大腿骨の好塩基性沈着物が認められた」は、「2000ppm 以上投与群の雌雄の大腿骨に好塩基性沈着物が認められた」ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。「2,000 ppm以上投与群の雌雄の大腿骨に好塩基性沈着物が認められた」に修正しました。</p>
<p>海外で登録されていない農薬をまた「農薬大量使用国」の日本で認めようとしています。国民の健康を第一に考えるなら減らす方向にいくべきところを逆行しています。一切許容できません。</p>	<p>食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</p>
<p>イプフルフェノキン投与による影響は、主に体重(増加抑制)、切歯(エナメル質形成不全等:ラット及びマウス)、肝臓(肝細胞肥大等)、甲状腺(ろ胞細胞肥大:ラット)及び結腸(粘膜上皮過形成等:ラット)が認められたそうですね。絶対に反対です。薬物を輸入しないでください。日本人に薬品は必要ありません。農薬は必要ありません。</p>	<p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保され则认为ます。</p> <p>農薬の登録又は輸入に対するご意見はリスク管理機関である農林水産省に情報提供させていただきます。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。